

令和5年11月1日スタート



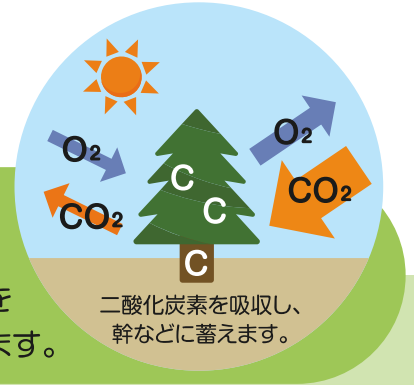
# G-クレジット制度



「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（G-クレジット制度）とは、岐阜県独自の森林由来のカーボン・クレジット※1制度です。県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として県が認証します。

## 制度の目的

クレジットの取引で得られた資金を活用し、健全で豊かな森林づくりを進めることで、森林の二酸化炭素吸収量を維持・増大させるとともに、社会全体に環境保全活動を広げることで「脱炭素社会ぎふ」※2の実現を目指しています。



## クレジット創出の意義（山側のメリット）



### ① 二酸化炭素吸収量の価値化

岐阜県の豊富な森林による二酸化炭素吸収量をクレジットとして価値化

### ② 山元への資金還元

林業事業者、森林所有者の森林整備に対する意欲・関心の向上

つくりたい方は  
裏面 **1** へ

## 「脱炭素社会ぎふ」の実現に貢献

クレジット売却

クレジット購入

取引したい方は  
裏面 **2** へ

## クレジット購入の意義（企業側のメリット）



### ① 企業価値の向上

外部資金や人材の確保、取引先との関係構築、他社の製品やサービスとの差別化

### ② 地域貢献

県内各地の森林づくりを応援、地域密着型の貢献

### ③ 脱炭素・SDGs等への取組み

温室効果ガス排出量のオフセット（カーボン・オフセット※3）、CSR（企業の社会的責任）

使いたい方は  
裏面 **3** へ

※1「カーボン・クレジット」とは

企業が森林の保護や植林、省エネルギー機器導入などを行うことで生まれた二酸化炭素などの温室効果ガスの削減効果（削減量、吸収量）をクレジットとして発行し、他の企業などとの間で取引できるようにする仕組み

※2「脱炭素社会ぎふ」とは

温室効果ガス排出量が実質ゼロとなり、気候変動の影響に適応した持続可能な社会

※3「カーボン・オフセット」とは

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせること

（出典：岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（令和5年3月改訂））

# 1 クレジットをつくる

対象となる  
森林

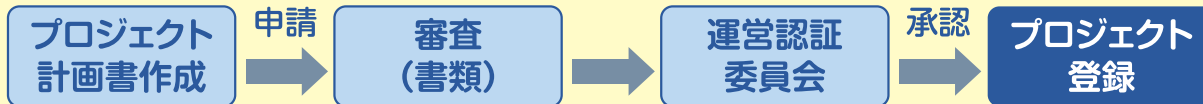
平成24(2012)年度以降に「岐阜県環境保全林整備事業」で施業が行われた岐阜県内の森林(森林経営計画策定済または策定予定の森林を除く)

## プロジェクト登録

審査・登録費用  
無料

1  
年  
目

対象となる森林を登録(プロジェクトは原則、市町村単位で登録)



間伐など施業や森林の巡視

2  
年  
目  
以  
降

## クレジット認証・発行(認証対象期間:8年間)

検証・認証費用  
無料

前年度までの森林の成長量を年度単位で認証



# 2 クレジットを売る／買う

- クレジットの取引は、売りたい方(林業事業者等)と買いたい方(企業等)との相対取引(直接取引)が基本です。
- クレジットの情報は、G-クレジット制度運営事務局のウェブサイトに掲載します。



令和6年度  
本格スタート

- 1t-CO2単位で購入できます。
  - 県内外のどなたでも購入可能です。
  - 転売はできません。
- (有効期限はクレジット購入から5年)

# 3 クレジットを使う

〈活用例〉

### ● 地域貢献

事業所や工場等の所在地域や、その上流域にある県内の森林づくりを応援

### ● カーボン・オフセット

事業活動や、会議・イベント開催で排出される温室効果ガスをオフセット

製造などの過程で排出される温室効果ガスをオフセットした製品やサービス

※国の温対法の報告には利用できません。

## ■ 二酸化炭素の吸収量と排出量の目安

岐阜県内の60年生  
ヒノキ人工林1haの  
二酸化炭素吸収量は  
年間約4.3t-CO2



自家用車1台(1万km/年、1人乗車)の  
二酸化炭素排出量は  
年間約1.3t-CO2  
(国土交通省HPを参考に算出)



岐阜県内の1世帯の二酸化炭素  
排出量は年間約3.3t-CO2  
(出典:岐阜県地球温暖化防止・気候  
変動適応計画令和4年度報告書)



問い合わせ先

G-クレジット制度運営事務局

【受付時間】 平日(月~金) 9:00~17:00

【連絡先】 TEL:058-201-5112 E-mail:gcredit-gifu@g-moriren.or.jp

【制度管理者】 岐阜県 林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 TEL:058-272-1111 (内4346)



事務局  
ウェブサイト

